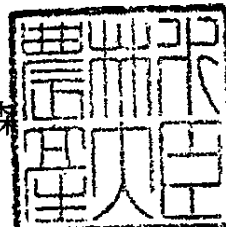


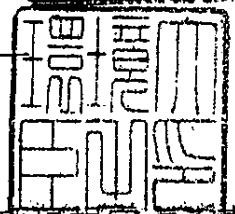
農業資材審議会

会長 瀬尾 康久 殿

農林水産大臣 大島 理森



環境大臣 鈴木 俊



農薬取締法の一部を改正する法律附則第6条第1項に規定する事項を定めることについて

農薬取締法の一部を改正する法律（平成14年法律第141号）附則第6条第1項の規定に基づき、下記について貴審議会の意見を求める。

記

- 1 農薬取締法の一部を改正する法律による改正後の農薬取締法（以下「新法」という。）第2条第1項に規定する特定農薬の指定
- 2 新法第12条第1項の規定による基準

---

## 特定農薬の指定に関する検討結果

平成15年1月

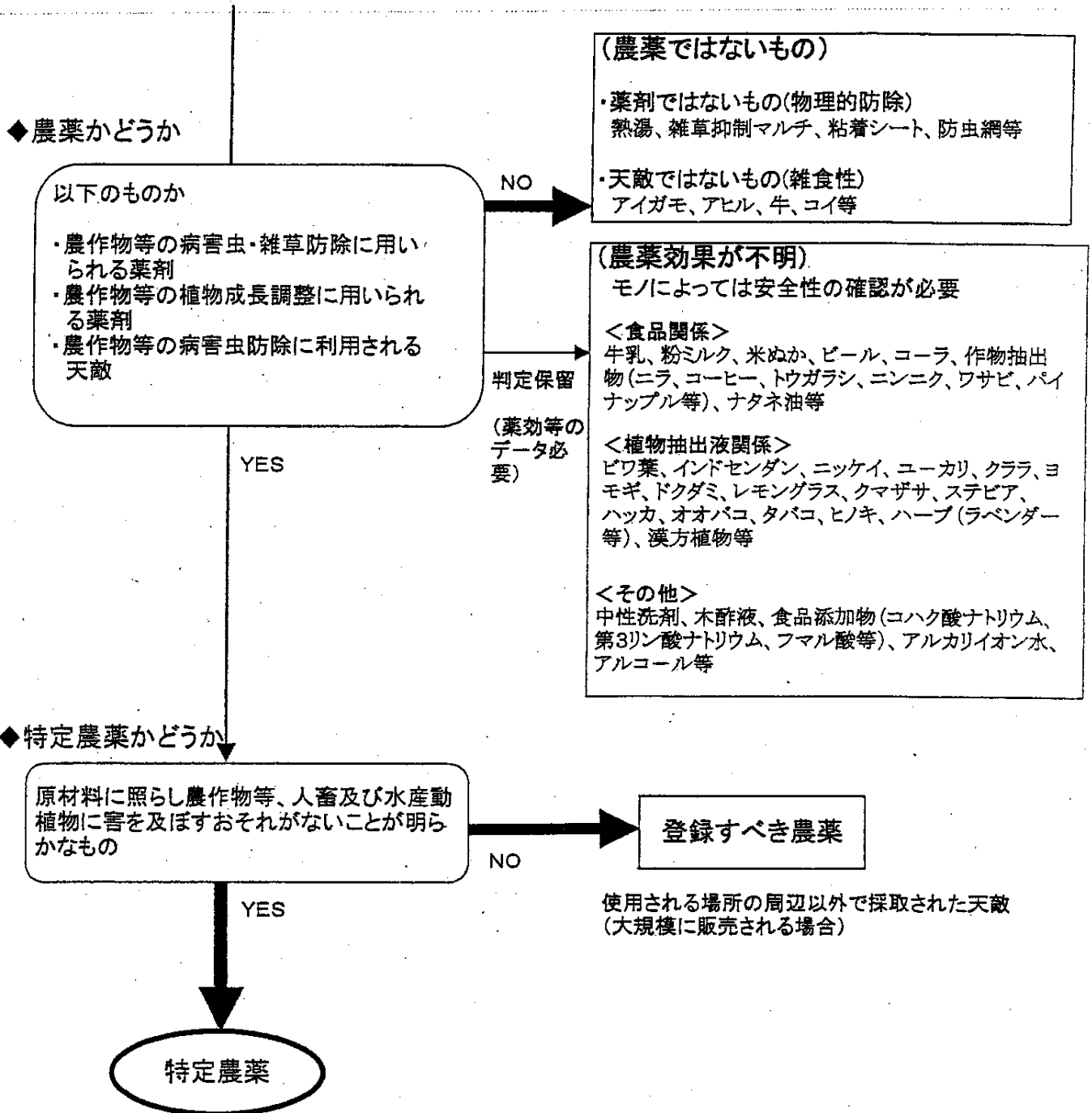
農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び  
中央環境審議会土壌農薬部会農薬専門委員会合同会合

農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び  
中央環境審議会土壌農薬部会農薬専門委員会合同会合委員名簿

氏名	所属役職	農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会	中央環境審議会土壌農薬部会農薬専門委員会
安藤 正典	国立医薬品食品衛生研究所環境衛生化学部長		専門委員
石井 康雄	(独) 農業環境技術研究所環境化学分析センター長		専門委員
伊東 祐孝	J Aセレサ川崎営農経済本部技術顧問		専門委員
井上 達	国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター長	専門委員	専門委員
上路 雅子	(独) 農業環境技術研究所有機化学物質研究グループ長	専門委員	
岡田 齊夫	(社) 日本植物防疫協会研究所長		臨時委員
金森 房子	元(財) 日本消費者協会理事		専門委員
亀若 誠	(社) 農林水産技術情報協会理事長		臨時委員
北原 武	東京大学大学院農学生命科学研究科教授		専門委員
国見 裕久	東京農工大学農学部教授・大学院連合農学研究科長	専門委員	
櫻井 治彦	中央労働災害防止協会労働衛生調査分析センター所長		臨時委員
須藤 隆一	東北工業大学土木工学科客員教授		委員長
中杉 修身	(独) 国立環境研究所化学物質環境リスク研究センター長		臨時委員
廣瀬 雅雄	国立医薬品食品衛生研究所病理部長		専門委員
米谷 民雄	国立医薬品食品衛生研究所食品部長		専門委員
眞柄 泰基	北海道大学大学院工学研究科教授		臨時委員
牧野 孝宏	静岡県農業試験場研究技監	専門委員	
村田 恵美子	神奈川県消費者の会連絡会代表幹事	臨時委員	
本山 直樹	千葉大学園芸学部 教授	委員(分科会長)	
森田 昌敏	(独) 国立環境研究所統括研究官		臨時委員
山本 廣基	島根大学生物資源科学部教授		専門委員
行本 峰子	前(財) 食品産業センター情報・技術協力部次長		専門委員
若林 明子	淑徳大学国際コミュニケーション学部教授		臨時委員

# 特定農薬の指定に関する検討結果

## I. 指定の考え方



## II. 特定農薬に指定することが妥当と考えられる薬剤等

今回、特定農薬に指定することが妥当と考えられる薬剤等は以下のとおり。

- ①重曹(食品であり、炭酸水素ナトリウムを主成分とする薬剤は農薬登録により効果確認済み)
- ②食酢(食品であり、食酢の活性成分である酢酸は過去に農薬登録により効果確認済み)
- ③使用される場所の周辺で採取された天敵  
例) ナナホシテントウ(日本在来種の天敵であり、人畜に害を及ぼさない)  
寄生バチ類(日本在来種の天敵であり、人畜に害を及ぼさない)

## 特定農薬制度の今後の運用について

- 1 今回、特定農薬の調査によって短期間に得られた情報は、限られたものであり、各資材の安全性はもとより、効果についても客観的な情報が不足している。
- 2 このため、今回、多くの資材は農薬とすることを保留することとされたが、今後、効果や安全性について、データ収集等により、順次評価していく必要がある。
- 3 農業生産に使用されている農薬的資材を調査し、効果と安全性の評価・確認を行うことにより、食の安全を確保する上で有効な仕組みとする。
- 4 なお、農薬とすることが保留されたものは、薬効を謳って販売されるものは、従来どおり取り締まりの対象とするが、使用者が農薬的に使えると信じて使う場合はこの限りではない。
- 5 特定農薬に指定される可能性がなく、安全上問題が指摘される資材があれば、農薬としての使用の実態を踏まえ、使用を取り締まるべきである。